

令和四年第二回雄武町総務文教常任委員会会議録(第一日目)

令和四年十月十九日 午前九時五十八分開会

一、出席委員は次のとおりである。(応招委員)

委員	柳	原	浩	之	君
委員	金	田	壽	夫	君
委員	遠	藤	友	宇	君
委員	嶋	村	義	文	君
副委員長	佐	藤	昌	寧	君
委員長	溝	田	昌	志	君

二、欠席委員は次のとおりである。(不応招委員)
なし

三、本委員会に出席を求めたものは次のとおりである。
な し

四、本委員会の職務のため出席を求めたものの職、氏名。
議 事 係 内 宮 真 希

五、本委員会の付議事件は次のとおりである。

請願第二号 平岡医師の再任を求める請願書について

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） おはようございます。それでは第二回総務文教常任委員会について、請願第二号 平岡医師の再任を求める請願書ということでお集まりいただきました。本日は内容として参考人招致への質問事項の協議ということでお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。それではお手元にですね、三名の方から請願に関する質問事項をいただいております。皆さん、お手元にございますでしょうか。柳原議員、遠藤議員、そして金田議員、三名からいただいております。それで、はい、はい、どうぞ。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） すいません。私のこのね、請願書についてという問題は、請願者の人ですね、聞きたいということと、それから私の思いを書いたので、一概に請願者にお聞きしたいということではなくて、今後に対するちよつと、思いをちよつと書いたもので、ちよつと当てはまらないものがあると思いますので、よろしくお願いします。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） その辺も精査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではですね、まず柳原議員からいただきました質問等についてということでございます。皆さんのご意見をいただきたいと思っております。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 先にそれぞれ質問出した人に説明してもらって。項目、はい。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 読んでもらいますか。分かりました。申し訳ありません。それではですね、今いただきました提案に対して、柳原議員からまず、請願に対する質問等についてお願いいたします。座ったままで。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） では、私の二枚紙なんですけど。二枚紙の二枚目のほうをまず見ていただきたいです、四番。これ総務文教常任委員長への質問ということで、ちよつと本来とはちよつとかけ離れるんですけども、先日行われた総務文教常任委員会、十月六日ですね。これは委員会の審査だったのか、まず教えてください。二点目がそれが委員会審査であったならば、今後の委員会審査の日程を教えてくださいってことで今、佐藤議員が配ってますけども、これをまず知らないかと、ちよつと話が先に進めないの、じやあ二点目はまあいいです。一点目、先日の十月六日に行われた委員会は、委員会の審査だったんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、審査でした。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） はい。であればですね、一昨日の活性化の時にも発言させていただきましたけども、流れ的にですね、請願の紹介議員、これに対しての質疑等はいつ行う予定でございますか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 実はですね、私の運営の仕方がちよつとまずかったです。お詫びを申し上げます。本来ならば一番最初にですね、紹介議員の請願の理由を説明していただいて、それから始めなくてはいけないということでしたが、私の議会運営上のミスということでご了承願いたいと思います。それですね、今後の今、日程で行きますと、今二十八日に陳情者を招いて質問をするという予定なんです、その前にですね、その当日ですね、できれば一番最初に紹介者からの請願内容の理由等を聞きたいな

と考えておりますがいかがでしょうか。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 委員長が日程を決めていただければ、それはそれでいいんですけども。何か漏れ何うところによりますと、この日午後から全員協議会があるということも聞いてますし、ある程度時間にゆとりがないと、せつかくこうやるものがおかしくなってしまうような気がしますので、その辺の日程調整もよろしくお願いしたいと思います。それでは二十八日に紹介議員に對して質疑等ができるってことですね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） そうですね、一番最初に。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） はい分かりました。それではこの請願提出に対する質疑等について述べさせてもらいます。一番二番はちよつと前振りなので結構で、三番目の質問事項から参ります。私が聞きたいのは、先日の活性化委員会の中でも若干述べさせていただきましたけども、議長からはちよつと別な発言で、ちよつと、ううんっていうところあるんですけど、要は陳情はですね、特定の事項について、ここも書いてあるとおりでありまして、要は陳情と請願の違いというのは皆さんご存じのように紹介議員の有り無しなんです。そんな中、今回は陳情ではなく請願という形で出てきてます。まあ私の考えです、私の考えるプロセスというのはあくまでも陳情を出して、それでもダメであればですね、請願という形のほうがいいのかなって私は思ってるんです。特に今回の件は。そんな中、一気に請願にした理由が分からないので、請願を出してきた方に聞きたいというのが一点目です。二点目は、これ請願提出には紹介議員必要っていうことで今回嶋村議員を選定されたようですけども、どのような考えで嶋村議員を選んだのか。その辺を聞きたいなと思っております。三つ目は、まあちよつと言葉は悪いかもしれないけど幻の請願書、一回出されたけど、議会事務局で受理したけどまあ表に出ることはなかったの幻というふうに言ってますけども、小田さんから四月に一回目出ました。その後、署名活動等やったのは存じてますし、嶋村議員から嘆願書も見せてもらってコピーもさせてもらったんで、それは分かるんですけども、その一回目の請願書からこの署名活動をして本物っていうか、七月に出した請願書提出までの経緯と、その考え方が変わってきてると思うんです。それを教えていただきたいというのが三点目です。最後に四点目が、請願提出者の考える、やつぱり請願っていうのは、やつぱりメリットデメリットはあると思うんです。請願提出者だからメリットしか考えないで出してるとは思ってんですけども、そんな中デメリットも考えておられたのかなということも聞きたいので、この四項目を聞きたいと思っております。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ただいま柳原議員から請願に対する質問等に関しての事項が示されました。皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） すいません、まず確認したいことがあるんですけど、まず一点なんですけど、ちよつと委員長の声が聞き取りにくいのでもう少しマイクを近づけて話していただけると助かります。柳原さんの質問の（三）番目のところだったんですけど、請願書提出（七月）っていうのはあの、八名のものですか。これ。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 七月二十九日に八名のものが出てきてます。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 九月議会で正式受理されたものつてことですか。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） いや、受理は七月二十九日で、次の定例会まで待ったつていうことですね。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） よろしいですか。その他ございますか。ございませんか。これを質問事項に加える加えないは、この後、皆さんのものを聞いてからにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」という人あり。】

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） では続いて、遠藤議員からお願いいたします。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 私は二点挙げさせていただいたんですが、一点目が平岡医師の再任を求める嘆願書について、七月の嶋村さんの緊急質問で平岡医師の再任を求める嘆願書が、五百名を超える署名が集まっているということで、出て、という発言をされたんですけども、それらの五百名を超える署名に対してそれぞれの請願者さん、活動されたと思うんですけど、どういような活動をされたのかということについて伺いたいというのが一点目。二点目はその五百名の嘆願書ではなくて、九月の定例会で八名の請願に至った経緯を知りたいということでもあります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 分かりました。続いて金田委員お願いいたします。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） 私のですね、この出したものはですね、意見書つていう訳じゃないんですけども、私の危惧するところから発して、ちよつと書いたものでございます。それで、一番ですね、請願者によつてですね、聞きたいのはですね、平岡医師は現在、平取町の医師として働いており、その雄武町に戻ってきてくれる意思があるのかどうかつていうことを、まず確認しないとならないということだと思ふんですね。そしてまた、もし戻ってくれる意思があるとして、院長と一緒に仕事ができるのか。また、平取町は雄武町に医師を引き抜かれたという感情が発生しないかどうかということも危惧しております。また、その三番目ですけども、もし平岡医師が院長でなければ来ないとなればですね、町長は、これは町長に対する質問なんですけども、町長は院長を交代させられるのかどうか。また、院長は平岡医師のもとで働くとお思いになりますかつていうことを聞きたいんですね。そうならば桂巻先生は、私は辞めていくと思われまふ。ということ、四番目ですけども、であるならばまた常勤医師を探さなくちゃいけないか、今度は若くして患者に寄り添える人材を見つけなければなりませんということなんです。現在もそうなんですけども、本場に桂巻先生がですね、一人じゃ、どつちもダメだと思ふので、現在でも、新しいその常勤医師を探さなくちゃならない状況にあります。もしその平岡先生が戻つて来られないとしたら、現院長はあと二年半から三年で退職になるということも聞いておりますが、そのためにも今から、若くして患者に寄り添える人材を見つけなければならぬと思ふんですが、どうでしょうかということ。これは、最後五番目は町長に対してのちよつと意見も入つてますので、これが全部ですね、ちよつと私の思いでちよつと書いたもので、全部が聞きたいということではないんですけども、その辺よろしく願ひします。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、分かりました。それでは討議に入らせていただきます。今、三名の請願に対する質疑等を受けました。皆さんのほうで、何か、これに関してはどうだろうということありましたら挙手をもってお願いいたします。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 議員のせっかくの思いですんで、この質問事項は全て請願者の方に通告して、こういう質問がありますから誠実に答えてくださいという文書を出して、私は構わないと思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 金田議員のご意見、お気持ちなんですけれども、二番の内容、平取町は雄武町に医師を引き抜かれたという感情が発生しないかは、これは平取町と平岡先生の医師の契約上の問題なので、その契約期間満了しないうちは例え雄武町に呼ばれたとしても平岡先生いらっしやらない、いらっしやることはできないと思います。恐らく一年契約だと思うので、早くても来れるとして来年の五月とかで契約満了をもってということになると思うんです。あと三番は、平岡医師が病院長でなければ来ないってのは、これは平岡先生ご自身が辞退されると思います。院長をすることは、多分経験的に無理だと私は思いますし、ご本人も雄武去る前に何回か私も話したんですけど、その気持ちは無いってことはおっしゃってたんで、経験的なものも含めて難しいかなど。あと全体通してなんですけれども、これは請願者の方々に質問するというよりは十二月の定例会で金田議員が一般質問でされるのが、この内容は適当かなっていうふうには私は考えますし、ご意見としてはどの議員も同じようなことを思っただらっしやると思いますので、十二月の定例で再度、町長ないしは病院事務長に対しての質問で適切なんじゃないかなと思います。以上です。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） その他ございませんか。はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 私も金田議員のものに対して、今、佐藤議員がほとんどおっしゃってくれましたけども、十月二十八日の請願者に対する質問という観点からいくと、ちょっと違うかなというふうに思いますんで、ちょっと、今後は別な方向でやっていたきたいというふうに思います。以上です。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） よろしいですか。はい。その他ございませんか。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友字子君） 今、佐藤議員と柳原議員お二人から意見があったと思うんですけど、金田議員の気持ちも大事にしないといけないかなと思うので、金田議員はどういうふうにお考えになられますか。ちょっと変更されても、町民の方にお聞きになりたいことがあるっていうんであれば、私はせっかくの機会ですから、ぜひお聞きになられたほうがいいんじゃないかなと思うんです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） よろしいですか、はい。金田委員。金田委員の思いというのを。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） 今、佐藤さんからと遠藤さんから、柳原さんも言われたんですけども、本当にこれはですね、請願者に聞くという意味合いでの私、作ったもんでないんですね。本当に自分の気持ちとしてちょっと書いたもので、全く佐藤議員

の言われたですね、もし一年契約であると思われると、その後に来てくれるのかどうかというものの確認っていうのもね、必要になつてくると思います。これは一番とつながってくるんですけども。それでこの間、昨日、一昨日ですか。この平取町に対してですね、雄武町に医師を引き抜かれたというようなことは、そういう感情がないということを一昨日の会議で分かってますので、この辺はですね、削除したいと思います。だから戻ってくれる意思があるんですね、一年契約であると思われる、その後、来られるのかどうかっていうことも、平岡先生の意思を確認したいなという思いはあります。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) 今回はですね、請願者に対する質問事項なんです。平岡医師に対しての質問事項というのは今後、平岡医師を呼ぶ呼び名は今後のことになりますけれども、まず今回はですね、請願者に対する質問事項ですので、その辺をよろしく願いたいと思いますが、金田委員はどの辺を質問すると。

○総務文教常任委員(金田 壽夫君) はい、そしたら一点だけ。もし平岡先生が来れないという返事であれば、請願者の方はどうするのかっていうことを、それだけ聞きたいです。一点ですね。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) 平岡医師が戻って来られないとしたらどうするか、でよろしいですか。そういう質問趣旨でよろしいですか。はい。分かりました。それでは皆さんからいただきました請願書に対する質問事項についてお諮りしたいと思います。三名からいただきました質問事項、そのうち柳原議員、それから遠藤議員、そして今いただきました金田議員の一部、平岡医師が戻ってくれないとしたらどうするかという質問事項を質問事項にしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、遠藤議員、どうぞ。

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) すいません、委員長に確認したいんですけども、請願者の方に質問をお送りされるに当たってどの議員が質問したのかということではなく、議員全体の質問として取り扱われるという認識でよろしかったですか。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) はい、委員長から、私から最初に質問、このいただいたものを質問するという形を取って、その後ですね、質問に対しての意見をいただいて、その後に皆さんからのそれに付随した意見を聞くということになると思います。よろしいでしょうか。はい。

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) すいません、今ちょっとまだ私質問してるんですけど、いいですか。今、ちょっと委員長の発言ですと、何て言うのかな。私が一番初めにお伝えしたかったのは、お手紙で送る時に、質問者が誰なのかということを確認に、明確にというか、議員全体の質問ということで送るのかということを確認したかったのっていうのが一点なんです。ですけどそれ、委員長のお答えいただいたのは、当日の請願者の方に来ていただいている参考人招致をどうというふうに進めていくかっていうことと、ちょっと重なっちゃったのかなと思って、そういう認識でいいですよ。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) すいませんでした。請願者に対する質問状は、名前は入れないで、委員会からの質問ということになると思います。はい。

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) 分かりました。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） そうなんですか。委員会からの質問として、じゃあ委員長が質問するという形ですか。誰が質問するんですか、当日。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 当日ですね、委員会からの質問ですから、委員長がまず最初に質問するという形になると思います。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） それ、手順正しいのかな。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 質問したのは私であって遠藤議員であって金田議員なので、私はもう名前入れるのは全然差し支えありませんし、当日も自分で聞かないと、これやっぱこう、言葉のキャッチボールなので。だからそれが一番いいじゃないですか。あえて名前を隠す必要はないと私は思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） その辺、いかがでしょうか。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 賛成。

○総務文教常任委員（鳴村 義文君） 当日は委員長から聞くという形になると、若干、内容が正確に伝わらない可能があるので、実際その質問したいという請願者に質問したいという議員が直接、私、質問したほうが真意が伝わっていいんじゃないかなと思いますけども。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） そのほか二名の方、いかがでしょうか。遠藤議員、いかがですか。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） ほかの皆さんがそういうふうにおっしゃるんであればそれで構いませんけど。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 金田議員いかがでしょうか。よろしいですか。はい。では、はい、佐藤議員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 請願者に対する質問の通告というのは委員長名で行われるんですか、それとも議長。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） いや、議長名です。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 議長名ですね。橋詰議長名で。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 橋詰議長名で招集の文を送って、そのときに一緒に。それは議長名で出しますので。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 分かりました。三名の方の質問を各議員の名前を明記して、それぞれの質問を文書にまとめるということですね。はい。すいません、もうひとつ。遠藤議員の質問に対しての質問なんですけれども、（一）番の、ちよつと気持ち、内容、意図を教えて欲しいんですけれども、平岡医師の再任を求める嘆願書が五百名を超える署名が集まっているという件で、どのような活動をされたのかという質問なんです、これは署名活動というふうに分かっているのではないのでしょうか。その点について聞きたいです。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 署名活動というか、五百名を超える署名が集まっているって鳴村さん発言されて、結局八名の名前で請願が出てきた件について聞きたいんです。八名の方が五百名、どなたかが主導、主導というか主になって、どういうふうにするのか、その五百名の署名っていうのを集めたのかということをお聞きしたいということです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君）

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） それを署名活動というのではないですか。署名活動のやり方を聞きたいんですか。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） そうです。具体的にどういうふうに戻ったのかとか、何か、それら取られた活動について知りたいんです。それって疑問に持たれることでしょうか。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） はい。署名活動として括つていいんじゃないかなと思うんですけど。もちろん八名の方が五百人分を集めることは難しいと思うんです。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 八名の方が五百人分を集めることが難しい、それ五百名集めたときとされるのであれば具体的にどういうふうな方法で集めたのかという方法を詳しく知りたいということです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、鳴村委員。

○総務文教常任委員（鳴村 義文君） 遠藤さんの質問は、その署名活動をどういったその組織実態でやったかっていうことを教えて欲しいってことなんですよ。だから、それは聞いて構わないと私は思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 遠藤委員、いかがですか。そういう形の質問事項に変えて。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 文書書き換えたほうがいいと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） そうですね、はい。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 文書は書き換えないでこのままで大丈夫です。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 大丈夫ですか。向こうが、請願者が理解できるかどうかっていうのが、一番の、質問事項においての問題だと思うんですけども。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） じゃあ括弧書きで、どういうふうな組織自体で進めたかというふうにしてください。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 書くのはご本人。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） すいません、何を言ってるかちよつと分からないんでもう一度言ってもらいます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） （一）番の質問の意図は「どのような請願者の組織実態で五百人の署名を集めたのか」と

というのが意図ですよね。(一) 番の質問三行は私読んで今質問したとおり、単純に署名活動のことなんじゃないかなっていうふうに私は理解したんです。答えとしては。回答としては。「署名活動です」で済むことなんで、遠藤さんの今の意見だと「どのような組織実態で署名活動を行ったのか」ということが意図であるならば、括弧ではなくて一番聞きたいことはその組織実態な訳だから、そう書き換えるべきだと私は思いますけど。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) 私の質問なので質問内容を変えるつもりはありません。五百名を超える署名が集まっているという件で、どのような活動をされたか、どのような組織実態で進めたかということでもいいと思います。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) はい、柳原委員。

○総務文教常任委員(柳原 浩之君) 冷静になって。請願者に対する質問なので、相手が分かりやすく書かないと、違う回答が来てしまいます。だからそこはちよつと冷静になって、分かりやすい言葉に変えたほうが私はいいと思いますよ。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) いかがでしょうか、遠藤議員。

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) 分かりやすい言葉で五百名を超える署名が集まっているという件、どのような活動されたか、どのような組織実態で進めたかってことで、分かりやすくはないですか。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) はい、柳原委員。

○総務文教常任委員(柳原 浩之君) 今追加した部分を、自分で出してはどうですかということなんです。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) このままではなくて、すいませんね。このままではなくて、さつき、今、あえて括弧書きと言いましたけれども、括弧ではなくて、そのまま入れると、活動とそれから請願者にそういうことを要望しているんですが、遠藤議員理解されましたでしょうか。分かりました。

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) じゃあちよつと整理させてもらって、括弧書きではなくてそれを付け加える形で質問したいと思えます。

○総務文教常任委員長(溝田 昌志君) よろしいでしょうか。はい。それではいただきました三名の方からの請願に対する質問状を二十八日に、すいません、その前ですね。いつ出せる。明日でも出せる。はい。それでは明日、議長名で提出したいと思えますので、よろしく願います。今の訂正部分と、それから金田委員の部分、はい。はい。では、そのようにしていきたいと思えますので、よろしく願います。それからですね、

○総務文教常任委員(遠藤友宇子君) 今ちよつと相談しまして、文面なんですけども、五百名を超える署名が集まっているという件で、どのような活動をされたのか、どのような活動をされたのかっていうのをどのような組織実態で進めたかに変えて文書を作っているという件、お送りいただければと思います。上の初めの平岡医師のから、はそのまま、はい。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 五百名を超える署名が集まっているという件で、どのような組織。

○総務文教常任委員長（遠藤友宇子君） 組織実態で進めたか。なので初めから言うとう平岡医師の再任を求める請願書について、七月の嶋村議員の緊急質問で、平岡医師の再任を求める嘆願書が五百名を超える署名が集まっているという件で、どのような組織実態で進めたか。すみません、ちよつと、ちよつと整理させてもらっています。この文章ちよつと、あんまりあれなんです。平岡医師。これ、今こうやって話していいんですかね。

○総務文教常任委員長（嶋村 義文君） 中身ある程度決まっているからさ、あと委員長と遠藤さんで、文章の中身ちよつと詰めてもらって。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 金田委員の質問の内容もごきますので、後でちよつと進めていきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

○総務文教常任委員長（遠藤友宇子君） はい。はい、いいです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それからですね、佐藤委員から先ほどいただきました、遠藤委員からもいただいております。すけども、日程なんですがお手元にごきますでしょうか。佐藤委員からよろしくお願いいたします。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） じゃあ時間いただきます。四枚つづりで、ちよつとごめんなさい、ぱぱつと作ったので誤字もあるんですけども、基本的に委員長のサポートということで、今回の請願書の流れのまとめです。基本的に議員必携と各自自治体の請願書の扱いなどを調べた上でまとめたものです。一枚目、審査内容の手順ですが、これは先ほど柳原議員からもご指摘あったように、私も前回終わった後にんんつと思つて調べてみるとやはりそうだったので、ちよつと読みます。（一）番、紹介議員嶋村議員からの請願内容とその理由の説明。（二）、二番、紹介議員嶋村議員への質疑、本会議における質疑のように、同一議題について三回とか自己の意見を加えてはならないというような規制はないので、納得がいくまで何回でも質疑ができるし、自己の意見を述べる事ができる。回答者は紹介議員、嶋村議員になります。三番、請願者の方々からの説明と質疑応答。これ十月二十八日金曜日を設定されています。四番目討論で、三番目表決です。右側見てもらうと、（三）番の請願者の方々からの説明と質疑応答の日に、ちよつと矢印ずれてるんですけれども、右側に「この時点で請願請求ではなく町長宛ての要望書提出という方法もあることを提案する」これ柳原議員が以前おっしゃったことを軽く添えるのもひとつのやり方かなということになります。で、同じく右側の星印、米印のところなんですけど、委員会はこれ「震災」ではなくて「審査」です。審査の結果を採択すべきもの、あるいは不採択とすべきものに区分して、議長に報告、必要があれば意見を付けられる。この意見等は採択の場合にはその処理に当たって執行機関において配慮し努力されるべき事項に対する意見、不採択の場合はそのような結論に達した理由など。次ページにその流れです。その下のカレンダーちよつと見にくいですけれども、十月二十八日の週から十二月の定例会、八、九に設定されてその予定で今進んでいるはずですので、前回申し上げたとおり、非常に、ちゃんと計画立てて進めていかないと、定例会に間に合いませんよという意見だったので、私のほうでまとめてみました。二十

八日請願者の意見陳述があるんですけども、その前の段階で、大丈夫ですか、同日に嶋村議員、紹介議員からの理由説明と質疑で。間に合いますか、というところをちよつと感じました。今日の話をお聞きして。毎週金曜日に何らかの総務文教委員会の開催を設定していくと固定されて動きやすいかなと思っただんで、勝手に二重枠にしました。で、請願者の意見陳述が終わった後に、前回の流れからいうと平岡医師、あるいは石井町長からの意見聴取、あと公聴会の開催という意見が嶋村委員から出ておりましたので、それを、その三週でやらないと間に合わないかなと考えました。最終的に十一月の二十五日金曜日を表決日として、その表決の結果をもって、翌週一週間かけて事務局サイドで表決に、結果に基づいた定例会に向けての文書を作成し、我々総務文教委員にそれを提示してもらった上で、定例会に臨むという流れはいいかなということですよ。はい。それが一枚目の説明です。二枚目。二枚目は、これは何でしょうか、請願書の扱いの流れ、一枚目と重複しているものもありますけれども、議決結果の取り扱いかいいうものをまとめてあります。三枚目。要望陳情についてなんですけれども、これは請願ではなくて陳情の扱いです。三枚目、ちよつとこれ読みますね。これは議員必携から取ってきたものです。請願ではなくて要望陳情についてなんですけれども、「陳情は特定の事項についての利害関係を有する住民が官公署にその実情を訴え、当局の適切な措置を要望する行為であるが、一赤のところがちよつと重要なことと思ったんで、赤にしました。「請願権が憲法で保障されているのと違って、陳情は法的保護を受けるものではない。したがって陳情を受けた当局側もこれに回答し、その処理結果について報告する法律上の義務はない。陳情は文書で提出され、その内容も請願と何ら異なる点はないが、紹介議員の紹介によって提出されることが異なる点である。この陳情に類するものに嘆願書、要望書、決議書、意見書、要請書、お願いなどがある。これらの取扱いは陳情書またはこれに類するもので議長が必要があると認めるものは請願書の例により処理するものとす（標規九十五）とされ、議長の権限で処理することとされているが、現実にはそれぞれの議会の慣例によって、取り扱いの方針や要領が決められており、必ずしも一様ではない。運営基準では陳述書またはこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しまたはその要旨を印刷し、議員に配付する（運基百二十八）としている。陳情以外の要望書などの取り扱いについては各議会における取り扱いの要領を明確にし、統一的処理をすることが望ましい。次に、採択された陳情についても請願書同様、必要に応じて関係の執行機関に送付して、その処理の経過と結果について報告を受けるなどして、議会全体で関心を持ち、その処理状況を確認して、必要な措置を講じて住民に対する政治的責任を果たすことが必要である。また議会の議決結果、執行機関などの措置状況などについては、請願陳情者に報告を行うなど、住民の要望を受けた議会としてこれを誠実に処理することが望ましい。」となります。で、私の中で、ちよつと柳原さんにも確認したかったんですけども、今、請願出ています。あと議会を受けるものとしては紹介議員が不必要な陳情というものがあります。あともう一個は、よくあの町内会なんかの要望っていうのを町に出す場合のやり方もあるんですけど、そこは議会が絡んでこないで、ということ、そのどちらか、どっちのほうがいいのかな、紹介するとして、というふうな迷いが私の中でありました。で、四ページ目は、そのもし八名、請願書を出された方々がそつちでいいんじゃないですかっていうふうにお気持ち揺らいだ場合のために、

こういう書式で要望書を書けますよっていうふうな見本を書きました。内容的にはですね、要望書なんですけれども、真ん中より下の記のところから下のところは、ほぼほぼ請願書の請願者の方々が書かれた文章を尊重して文書を作ったものです。これはどの自治体も要望書に関しては決められた書式はないことなので、恐らく雄武町も、恐らくそういうふうになっているので、その件について山崎さんに確認しようと思ったら出張中で連絡が取れていないところで終わっています。はい。以上です。一点柳原さんに質問したかったのが、柳原さんが前回おっしゃってた要望書という形でやるのもいいんじゃないかなっていうのはどっちだったのかなという確認をしたかったです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） まず最初に遠藤議員が何か相談があるそうなので、私この回答した後に、委員長に休憩を入れて欲しいというふうに思います。今の佐藤議員の質問に対する回答ですけども、先ほどから出ていますとおり、陳情と請願の違いは紹介議員がいるかどうかということ、今回の病院の医師問題というのは、これ人事案件であります。これに議会が絡むとややこしくなるというのが私の考えです。今現在もですね、桂巻院長の色んな発言に対して平岡医師がそれに対して言い返してとか、ああいうふうになるのを危惧しております。素直に町長にですね、町長が人事権を持っています。採用するのも町長、辞めさせるのも町長でありますね。それに議会に対して紹介議員を通して、請願という形を取ってしまうと、このようになってしまいますよ。であればですね、当初、要望書という形で町長にお願いをして、それでも何もしてくれなかった。この間、議長もおっしゃってましたけども、首長は何もしないんだよとかおっしゃってましたけども、それをやらないじゃないですか。だからステップを、まず第一段階のステップとして要望書を出して、佐藤委員が今これ書いてくれましたけど、このような形の署名もですね、私は嶋村議員からもらって、コピーしたやつ拝見しましたけども、署名も色んな点で不備があるわけですよ。例えばですね、上に表題がないんですよ。署名の表題。あれが一番の問題点で、平岡医師再任に向けた行動、署名とか書いてくれればいいんですけども、何もないやつに名前を書いただけでは、鏡を変えたら何でも使えちゃうんですよ。そういう不備もあるので、しっかりとしたり方を教えてあげてですね、まず要望書というか、もうこれ今言っても、若干遅いところあるんですけども、請願上がつてきてるので遅いんですけども、本来であれば、そういう要望書という形で証明を添えてあげて、それでも動かない、どうなってるんだっていう形で議会が動いたほうがいいんじゃないかというのが私の意見になります。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ここで休憩取ってよろしいでしょうか。はい、休憩取ります。

休憩 午前 十時四十三分

再開 午前 十時 五十分

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 休憩を解き、委員会を開催します。はい、柳原委員。よろしいですか。はい。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 佐藤委員のこの紙を見た、まあ一生懸命作ってくれてありがとうございます。で、佐藤委員が危惧したように、二十八日に嶋村議員に対する紹介議員に対して質疑をやつてですね、その後に請願者の方からの説明とか質疑応答、非常にタイトなのかなと私も思つて先ほど言いました。午後からはできない話なんで、全員協議会をですね、十五時以降とかにしていただければ可能かなとは思いますが。その調整をしていただくか、あるいは別の日に日程を調整していただくか。この審査内容の（二）の紹介議員の質疑で納得いくまで何回でも質疑ができるというふうになってますので、もう納得できなかったか。この審査内容になつちやうわけですよ。ということはやっぱ、もうちよつと余裕を持った日程が必要かなと思います。それが一点。あと二点目が佐藤議員のこの作ってくれたやつで、ある程度同じ曜日に設定するのはいいんですけども、やっぱ、人それぞれ予定というのがございまして、特に私、四日の日はもう無理なので、その辺も含めて、ちよつと日程もですね、調整が必要かなというふうに思つております。もう一点。これはあくまでも佐藤議員の意見だと思つてですけども、平岡医師と石井町長からの意見聴取というふうに、二週に渡つて書いてますけども、何か前回のこの審査会で、平岡医師を呼ぶような流れに若干なってきたところあるんですけども、先ほども申したとおり、医師同士の争いに議会が介入すべきでないという思いを持つてるのが私はずつと考えておりまして、そこで一方の医師だけの意見を聞いても、いや、何を聞くかは分かりませんが、一方の医師だけの意見を聞いてもダメですし、今回の請願はあくまでも平岡医師の再任に向けた行動を要請されてる訳ですよ。それに対して平岡医師の意見は一切関係ないわけですよ。だから、これは必要ないかなと思います。さはさりながら石井町長へはですね、まあ人事権を持つてますし、採用するのは石井町長なので、石井町長の意思を確認するのは全然やぶさかではございませんということですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 私も今、柳原委員が言われたように、現在、雄武町の病院を担つていただいている桂巻先生に対して十分敬意を持つて、ありがたいという気持ちも持つてますし、議会として、こう今、請願が上がつて審議していることが、平岡医師を議会として呼ぶんだというふうな桂巻先生に取られることは絶対に避けなくてはならないと思つてます。桂巻先生がいてくださること、今、雄武の病院が何年も渡つてやつてけるということは、議会としても先生に対して感謝の気持ちがあるっていうのは、桂巻先生に絶対分かつていただかなければならないことかなというふうに思つてますので、こういうところで、例えば平岡先生を呼んでお話を聞くっていうことは先ほど柳原さんがおっしゃつたように、片方の意見だけを聞くのかつていうふうなことにもなりかねないと思ひますし、そういうところに議会が入るべきでないとも思ひます。ですので、私も石井町長からの意見聴取ということはあると思います。平岡先生に来ていただいてどうこうというふうな必要性はないんじゃないかと思ひます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 今行つていられる会議は、平岡医師の再任を求める請願書の審査のための会議ですから。先ほど金

田議員から、平岡先生が果たして戻ってくれるかどうか確認をしなきゃならんと、そういう意思確認をどこするかとなると、この場でしかできないんですよ。請願者の意向としては、町が平岡先生の雇用を打ち切ったということに対する疑問から出発して、署名活動から、最終的には請願という行動に移って、結果、議会で請願書が受理されて、その請願の審査のために総務常任委員会に付託された訳ですから。ですから、一方の当事者の平岡先生と、私は可能であれば桂巻先生の意見を聞かなきゃならんと思ってますよ。ですから一方的な話には、この委員会の審査では、呼ばない限りは審査が進まないと思えますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 先ほどから申しましたとおり、これは町とお医者さんの人事の問題なんです。人事っていうのは、あくまでも雇用する人と雇用される側の関係なので、そこにまず議会が介入することが、そもそもおかしいわけです。議会っていうのは町民の声を聞いてですね、まあ町民のために、行政にこう色んなことを言うのが議会だとは思いますが。言うのはいいんですけども、こうお医者さんの対決に議会が入ってしまっただけで、後々色んな問題が起きると思えますよ。医者の世界って以前佐藤議員もおっしゃってたと思いますけども、非常に難しい組織ですよ。それは皆さんご存じだと思いますけども。そこに何も知らないです。町民の八名の方が請願書を出してきた、ああそれは大変だということ、平岡氏を戻そうというだけで行動していたら、絶対これ大問題になりますよ。それで平岡医師が良い先生っていうのは、町民の方の噂を聞くと、どう、何をもちょうと良い先生がついてるのはそれぞれの価値観なので分かりませんが、北海道においては、お医者さんがしっかりやっていこうとしたならば、学閥ってすごく大事じゃないですか。そういう意味ではやっぱり、平岡医師は学閥を持ってない訳です。北海道においては、さよ、ちよとした、ちよとしたらおかしいな、患者さんへの対応だけが良くて、呼ぶことによつてですね、こうセカンドオピニオンや、そういうその先の病院に対してですね、果たして顔が利くのか。これを私、本当は二十八日の説明の時に言おうと思ってますけども、その辺までのことを考えて、この方々は行動を起こしているのか。これは私さっき言ったメリットデメリットの部分でもあるんですけども、そういうのも考えずに思いだけで行動されるのが、まあいいんです、住民の方は請願権も持ってますし、いいんですけども。そういうことを考えた上で行動していただかないと、何でもかんでもできない訳ですよ。今、嶋村議員の発言に言いますと、平岡医師が戻ってきたか、戻ってきたくないのかとかがかかっているのは関係ないんですよ。平岡医師は一年二か月の契約を満了し辞職をした訳ですよ、退職した訳ですよ。だから自分が来たいのであればもう一回採用試験を受けて、町長にお願いをして、試験を受けて合格すればいいだけなんです。それに対して議会があんたはいつこつちで町で来てくれって言ってるから来てよということじゃないです。本人の意思はそういう意思ですから。だから何もこうやって、意見を聞くっていうことは、私は一切必要ないと思ってますよ。以上です。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 今後この議論が進むと大問題になるからダメだっていう、柳原さんの意見なんだけど、もう既に大問題になってるんですよ。で、町長は常勤内科医師の確保が最重要課題と何回も議会で答弁してますし、町長選挙でも国保病院の再生が私の政治使命だということ、公約に掲げて当選されてます。ところがどういう理由で雇用を打ち切ったのかってのは、全く明らかになってない訳ですよ。色んな場面で町長いろいろ答弁してますわね。私は残って欲しかったんですけども、病院長の決裁がおりないので雇用を打ち切った。お願いしたけれども平岡医師は残る意思は十分ありました。ただ院長の決裁が下りないので、できませんでした。そういうその町の姿勢に対して町民が怒ってる訳ですよ。ものすごいエネルギーですよ。柳原議員なり遠藤議員が、町民の意向をどのように受け取ってるか分かりませんが、私が知る限りでは、ものすごい怒りが渦巻いております。極端な人は桂巻院長は追放しなきゃダメだ、こういう言葉まで吐く人いますよ。この間、議長がちよっと話してましたけども、滝上の国保病院時代の桂巻院長がなぜ辞める事態になった。私は佐呂間の議員からも、どういう理由で桂巻院長が佐呂間の病院を去ったかと、雄武町においても、平岡先生の前に他の医師がいましたけども、その方も院長とのトラブルで退職しております。今回も平岡医師がこういう形で辞める事態になってます。今回、常勤内科医師を採用したいということで、二名の方が、今回、雄武町を訪れたという話しましたが、結果としては採用に至っておりません。私は今の病院の体制のままでは、恐らく常勤内科医師の着任するのはまずあり得ないと思います。そういった問題を解決するためには何が問題なのかっていうことを議会できちっと議論しないと、医者の問題は難しいから、人事の問題だから関わるべきじゃないっていうのは、それは僕は間違ってると思います。ですから一方の当事者である平岡医師の考え方をきちっと聞いて、当然、請願者の方も平岡医師が来て話すことを心待ちにしています。まあ可能か不可能か別にして、一方的な意見だけ聞くってのは確かにまずいんでね。できれば私は桂巻院長にもこの場に来ていただいて、平岡医師にどういった問題があったからこれを打ち切ったって話まで、私は聞きたいと思えますよ。そうしない限り、何のために請願を受理して総務文教常任委員会に審査を付託したか意味が分からないですよ。どういう形でしたら、この委員会として、情報も集めないで採択不採択の結論を出すんですか。その辺を逆に聞きたいですね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） まあおっしゃることは分かりますけども、要はですね、この請願の請願項目は、平岡医師再任に向けた行動を要請してきてんですよ。これ簡単なことで、平岡医師再任に向けた行動を要請するっていうんであれば、平岡医師、来てくださいね来てくださいねって言えばいいだけなんです。それなんかすぐできるじゃないですか。町長に平岡医師戻してくださいよって言うだけで終わりじゃないですか。事はそんな小さいことじゃないんですよ。だから要は、請願が平岡医師再任に向けた行動を要請するだけ、実態は以前から嶋村議員おっしゃってるように今の病院をガラガラポイしてですね、桂巻院長を辞めさせようということがそもそも実態じゃないですか、今の発言を聞いてても、それは私でもですね、桂巻院長を全然擁護するつもりはないですよ。さはさりながら何回も言ってるように、常勤医師がゼロ名になってもやっていけるといって人も若干いますけれども、議員の中でもね、そん

な問題のある雄武町国保病院に次から来てくれると思いますか。厄介なもので広いようで狭いんですからね。そういうのも何も考えずに、こう前の医者もダメだ、前の病院でもダメだったとか、それは人の噂ですよ。いや実態もあるかも知れませんが、それは。でも噂だけで物事は語るべきではないですし、だから本当に何をやりたいのか、これ全くこの請願から私は見えてません。だから何を目的にこの請願を出してきたのか、これは二十八日しっかり聞きますけれども、そうしないと、これ結局、議論がこうやって、私と嶋村委員が議論をしちゃって、どちらも引かずに進むだけじゃないですか。だから本当に何をしたいのか、以前議員控室でおっしゃったように、ガラガラポイして、もう皆いなくなつて、やって欲しいってのは、そう言って欲しいですよ、はつきり。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） だから、なぜその平岡医師を呼ぶことが反対なのか、意味が分かんないですよ。請願を審査するためとにかく情報を集めなきゃならん訳でしょ。願意の妥当性があるのかさ。実現性があるのか、もしくは行政上この願意が受け入れる余地があるのかどうなのか。その辺を慎重に審査しなさいっていうのが、請願の審査の大原則ですよ。情報も何も集めないで、今現在それぞれ議員が持つてる意識だけで判断していいもんなのか。何のために委員会に審査付託されたんですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） ただいまおっしゃったように、これ実現の可能性があるかどうかという点では先ほど金田議員もおっしゃったようにですね、本人の意思が非常に大事なんです。それは、わざわざこの審査会に平岡医師を呼ばなくても分かっていることじゃないですか。分かっていることですよ。私、以前、桂巻院長と平岡医師のお互いのバトルのやつも見ました。そこには、雄武町で平岡医師は勤務したかった。でも、院長の許可がおりずに辞めざるを得なかったというのも十分承知してですよ。だから本人は来たいと思いますよ。本人は来たいと思いますけども、要は常勤医師二名体制という町長の公約の中、一回来てですね、両雄並び立たずで、片方はなんかどうい意思の疎通が悪かったのか分かりませんが、辞めていった訳ですよ。以前、議員控室でも言いましたけども、今戻ってきて手打ちはできませんよね。さつき佐藤議員も言っていましたけど、この金田議員の質問に対して、平岡医師が戻ってきて院長はできないよって言ってますよね。そんな中まだ常勤医師一名じゃないですか。それで町民の方の意見は桂巻院長よりも平岡医師がいいという人が多いのかも知れませんが、それだったら多数決でそういうふうにすればいいんであって、だから実現の可能性があるかってのは非常にこの請願の中では大事なことです。それをわざわざ、ここに呼んで確認する必要があるのかって。実現の可能性だけですからね、要は本人の意思ですよ。あとそれ以外のことを聞いたら、ややこしくなりますよと云うのをずっと言ってるんです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 物理的な移動は難しいと思うので、ウェブ会議で十分なんですよね。それで雄武にこういう請願が出ていて平岡先生戻ってきてくれる意思はありますかどうか、つてのを確認するだけでも十分あり、いいと思います。後は請願者の方々への質問と同様に、議員サイドが平岡先生にぜひとも聞いておきたいことがあれば、今回のようにまとめて、それをそのウ

エブ会議上でお聞きするのがいいと思います。あと、ちよつと休憩取ってもらっていいですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、分かりました。ここで休憩を取ります。

休憩 午前十一時 七分
再開 午前十一時 九分

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、休憩は解きます。その他意見ございますか。それです、最初の柳原議員から二十八日に紹介議員、嶋村議員ですね、その請願内容を聞くという予定だったんですけれども、今の要請というか、それでどうでしょうか、二十七日木曜日ですね。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） ごめんなさい。二十四から二十七で都合のいいところを聞いたらどうですか。柳原議員、無理だっておっしゃってるから。全部悪い、山ですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 二十八日の、嶋村議員の、紹介議員ですね。対しての請願内容の理由説明というのを二十八日にしたいということが一番最初に申し上げたんですけれども、二十八日には時間的な、ちよつとタイトになるんじゃないかと。もう十時からの請願者に対する意見聴取がございまして、嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 今、柳原さん二十四の週ちよつと難しいということなんで、私の考えだよ。二十八日に紹介議員のいわゆる質問をやつて、三十一日に請願者の方に来ていただくっていう形ではどうだろう。三十一日も都合悪いって人、多いのかな。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 先ほど言ったんですけれども、全員協議会がなんか十三時半からというのはまだ噂でしか聞いてませんので、あれを十五時からにしてもらつて、二時間二時間取れば二十八日でもできるんじゃないですかね、そういう、のダメなんですかね。

【事務局書記、十五時開催は議長のスケジュールが難しい旨を説明。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 明日、明後日も皆さん、タイトなんでしうか。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 今、働いていらつしやる保険の関係で、月替わりで十一月一、二、三が都合よろしい、まあ三日が祝日ですけども、一か二のどちらかであったら時間取れるそうなんですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 請願者の意見陳述をですね、二十八日と設定しておりましたが、十一月の第一週の二日は入ってますね、入ってますので、一日にいかがでしょうか。ダメですか。議長不在。いや、これです、総務文教委員会の参考人招致のほ

うを十一月一日というのはいかがでしょうか。そして二十八日の午前中に今あった紹介議員への質問というか、

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） まだ請願者の方には、二十八にやるっていうことは。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 伝えてません。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） アンオフィシャルでも言っていないんですか。漏れ伝わってるってことはないですか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 言っていないよ。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 言っていないのであればいいんじゃないですか、初めてであれば。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） そうすれば皆さんお集まりいただけると思うんですが、いかがでしょうか。まあ十時からですから、午後からが全員協議会、一時半からでしたっけね。たしか一時時半、一時からという予定になっておりますので、十月の二十八日に。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 九時半がいいんじゃないですか。十時って決めないで、だってその後、議運あるんですよ。午後から。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 議運、全員協議会です。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 全員協議会か、はい。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それは町からの要請であります。それはまだ皆さんに、全員協議会のことはまだ発信されていないんですか。発信されてませんか。そうですね。そうですね。その時間は一時、一時半。そうですね、時間的に余裕を見るならば、先ほど佐藤議員からお話ありましたとおり、九時半ぐらいからでも進めたほうが、少しでも余裕ができるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【「異議なし」という人あり。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） よろしいですか。九時でもいいんですか。九時半にして欲しい、分かりました。では九時半に、二十八日に紹介議員一名に対しての質疑を行いたいと思いますのでご参集願います。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 一日は何時から。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 一日は十時からでよろしいですか。

【「異議なし」という人あり。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） じゃあ十月二十八日が紹介議員への質疑になって、当初の予定だった請願者の参考人招致の日程はずれるということになるんですけど、事務作業的にはどういうふうな流れになるのか、内宮さんお答えいただけますか。今日、今日のまとめた質問事項をいつぐらいに送るとかかっていうのは。

【事務局書記、局長に確認の上で二十一日（金曜日）に発送する旨回答。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 十日間の余裕がありますので、よろしいかと思えます。はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） これ佐藤議員が書いてくれた平岡医師と石井町長からの意見聴取で、まあ平岡医師の件につきましてはまあ色々考えあるでしょうけど、先ほど佐藤議員が言ったように意思確認だけであればオンラインで、ウェブで、この二週間のうちの空いてる所でやっていただきたい。やるのであればですよ。私はなくていいと今でも思ってますけど。もう一点は石井町長の意見聴取、これ町長はいろいろ行事等あると思うんで、この十一日までの週に必ずやっていただいて、先ほど佐藤議員もおっしゃってたように、これを契機にですね、病院改革が進んでいくのが町民の方にとっても一番いいんでしょうから、そういった場合に公聴会を開いて、町民センターとかですね、まあ、今、ハレーションが起きてるようなので、その辺も含め町民の方の意見を聞いて、それを採択不採択に反映させるべきだと思うんで、ぜひこれはやって欲しいなと思います。そうしないと結局、本請願あがってきてても何やってるんだという形になっても、また困るからですね。はい、その辺で日程を組んでいただきたいと思います。ちよつと佐藤議員、金曜日に四角くくつてくれましたけども。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） いつ頃までについていう。縛り。あの日にち、日程の調整の縛りというのは、いつ頃までにしたらよろしいかと。私自身でも決めかねますので。

【事務局書記、十月三十日から十一月十八日までの日程調整。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 公聴会って書いてあるので、ちよつと公聴会に引っ張られちゃったんですけど、公聴会は非常に公の声を聞くのでいいことだと思うんですけど、若干危惧しているのはこの請願者八名の方いて、署名五百名ぐらいいて、キャンペーンの関係でその方たちばかり来たらまたダメだなあなんて勝手に思いました。まあ公聴会もいんですけども、何かその辺がちよつと心配になってきましたね。まあ佐藤議員の言ってるのはもう十分分かってんです。で、議会としてできることって限界があると思うんですよね。で、この請願によつて公聴会はちよつとやり過ぎかななんて、今、途中で思ってきたんです。議会としては行政に対して病院のあるべき姿っていうものをアンケート調査してもらったほうがいいんじゃないですかね。ちよつと時間かかるかも知れませんが、そして今回この請願に対する採択不採択の関係を、公聴会という場を開いてですね、まあ聞くのもいいのかも知れませんが、要は関心のある方しか来ないとなったら、んんつと考えちゃったわけですよ。したら何か一方的な議論になっちゃうなあなんていうのも、今ずつと聞きながら思ったので、この公聴会開催、ちよつとペンディングにしてもらえませんか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 一方的になるのはもう目に見えてますよね。だって今の状態に満足してる町民なんて絶対いない、まあ、ほばいないですよ。例えば人工透析してらっしゃる方としても、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいという要

望は多分あるでしょうし、だから今回の請願のことを除いて、例えば、議会的に病院のやり方どうですかっていう公聴会とか話し合いの席を設けたとしても、恐らくたくさんの方が押し寄せて、とんでもない一方的な話にはなってくると思いますね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友字子君） 私、公聴会に関する意見なんですけども、公聴会というよりも、病院にどういうふうなことを求めるのかとか町民の方の意見を聞くアンケートを作るっていうほうが、今、たくさんの方が集まることについても、まあ自治会長会議とか集まっていますけど、それも距離を取ってはやってますけども、アンケートにしたらいんじゃないかなと思いますけど。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 今、ちよつと内容、ちよつとずれてしまったものもあるんですけども、まず日程のことなんですけど、今いただきました。まず今、決めていただきたいのは、平岡医師を招集するかしないかということがまず一点なんですけど、はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 二十八日に嶋村さんの説明と我々議員からのQ&Aですよね。十一月一日に請願者の方々に来ていただいて話し合いですよね、はい。四日、柳原さんがいらつしやらないので、例えば十一月の十一日に平岡先生とのウェブ会議、短時間で終わる可能性もありますけれども。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 十一月の十一日、全員。お揃いになるっていうことですね、七の週ですね。はい。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 翌週の、短時間で終わるのであれば町長からの意見もお聞きするっていうことで、同日に設定してもいいんじゃないですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 同日。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） だらだらだらだらウェブ会議、一時間も二時間もやるのもあれですから、何時から何時つてもう設定しておいて、そのあと町長のスケジュール確認して、議場に来ていただくっていうのもいいんじゃないですか。はい。そんな別々の日に設定するのがいいとは思わないんで。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ウェブ会議ですから、ここではできないので。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 会議室を押さえる必要もありますよね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 会議室を押さえていただいて、まず最初にやって、その日の次に町長に来ていただいての、その日です。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） それは委員長のほうが設定。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 後は町長の、今、行動。まだ出てませんか。分かんないですか。分かれば。町長、十一日の十一です、はい。平岡医師は金曜日は全部空いてるということを確認しております。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） まあ、荒れますね。うん。それは覚悟決めないと。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） もしあれであれば、また、今回と同様に、質問事項、平岡医師に対しての質問事項と、町長へ対しての質問事項。

【事務局書記、町長の日程を確認する。】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。分かりました。それです。十一月の十一日、まず最初にウェブ会議で平岡医師、例の質疑ですね、をしたいと思えます。その後ですね、町長への質疑をしたいと思えますので、よろしいでしょうか。場所は追ってご連絡します。時間もどうしましょうかね。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 町長、午前中のほうがいいんじゃないですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） そうですね。そしたら平岡医師も午前中ということで、なるべく早めのほうがいいと思えますので、できれば、それでは時間ちよっと早いですけども、九時からでよろしいでしょうか。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 九時から町長。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） いえ、九時から平岡医師ですね。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 決めません、何時から何時って。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 十一日平岡医師は、先ほどもちよっとですけども、そんなに長い時間取らないっていう。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） だったらやるよりは、一時間だったら一時間って決めたほうが。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それでは一時間をめどにして。はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 先ほども言いましたけど、確認する事項って来るか来ないかだけです。何か今、乱暴に平岡医師にウェブ会議、どんどんどん決まってるんですけど、桂巻氏も呼ばないと、何回も言ってますけど。やっぱ言い分というのはそれぞれに人間あるんですよ。私は桂巻氏を擁護してる訳じゃないですからね、何回も言いますけども。でも桂巻氏の立場に自分が立った時にですよ、なに勝手にやってんのよって、腹立って辞めていくのが一番町民の方嬉しいのかも知れませんが、それじゃやっぱダメですよ、やっぱり民主主義というの。双方のちゃんと意見を聞いて。であれば町長と平岡医師と桂巻医師と、いっぺんに呼んだらどうですか。ばらばらじゃなくて。そしたらそうしないと、でも結局そこでもおかしくなると思えますけど。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） いっぺんについてというのは、同日、同時間ということですか。ああ、それもいいんじゃないですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） お声がけだけで。

○総務文教常任委員（鳴村 義文君） 参考人として来て欲しいっていう、総務委員会でも要請をする必要はある。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） あの、何回も言うようですが、議会が医師同士の、だから平岡先生を呼ぶっていうこと。呼

ぶんであれば柳原さんおっしゃったように桂巻先生を呼ばないというのは一方的なことになりますし、そもそも議会が、医師同士のそういうことに介入するっていうことが、今後雄武に来てくださるかも知れない医師のことを考えても、こんな混乱してる町にどんなお医者さん来てくださると思いますか。そういうこと考えたら、何か私はすごく心配で、こういう進め方がいいのかなって思ってます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） あくまでも請願に対する審査ですので、改めてそれに関する人を呼んでの。はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 何度もすいませんけど、もう一回原点に立ち返りませんか。この請願項目は平岡裕樹医師再任に向けた行動を要請するんですよ。再任に向けた行動を。ということは、その中でですね、議会としてできる限界点というのがあるじゃないですか。だから、それを超えてやってしまうと危険ですよという遠藤議員の発言だと思っんです。だから平岡裕樹医師の再任に向けた行動を要請するのに、本人の意思は確かに大事ですけども、それを聞かずしても、これはもう分かっている話なんです。であればですね、医師を介入しないでこちらで結論を出すべきじゃないんですか。なんか嶋村議員さっきからおっしゃってますけども、本人のどうのこうの言ってますけども、再任に向けた行動を要請するということは、あくまでも議会として町に要請すればいい話ですよ。

それに関して、平岡医師の意思を確認するって言っても、町がすればいい話ですよ、議会が介入し過ぎると、何回でも言いますが、病院のこじれた問題に議会が介入して、もう、もう火消しができない状態になりますよ。佐藤議員はもう火消しができない状態だって病院はそうなんだと言ってますけど、だから将来的に考えてこれ、あんまり関わらないほうがいいなあって、私は思いますけどね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 総務文教常任委員会、何度も言いますけどね。請願で出てきた事柄を採択すべきか、または不採択なのか、結論出さなきゃならないんですよ。結論を出すための資料をどうするかということ、それぞれ一方的な意見しか聞いてないっていう話もあるけれども、それを解決するためには、それぞれ参考人に来てもらって、詳しい話を聞いて、もうちょっとやっぱり、この総務文教常任委員会の委員個々がやっぱり現状把握の資料をきちっと集めて、その上で採択すべきか不採択すべきかという結論を導き出さなきゃならん訳ですよ。だから、できる限り参考人というのはいつばい来てもらって話聞いたほうがいいんですよ。私はいね。ですから、平岡医師呼ぶ以上は、一方の当事者である桂巻先生にも来てもらって、最終的に判断した石井町長にも来てもらって話を、まあ同じ席じゃなくてもいいですけども、それぞれ話を聞いて、各委員が自分の判断資料にすべきだと私は思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 私はやはり議会は医師同士のそういつたことに介入すべきでないと思います。それは町の将来を考えても今後、こういう医師のこともめてる自治体にお医者さん来てくれるだろうかっていう観点から、こういう、議会も挟まってるワイワイやるっていうのはちょっと違うんじゃないかと思えます。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） いいですか。議会というのは、地方自治体というのは二元制で、行政機関があつて議会がある訳ですよ。議会っていうのは住民の代表なんですよ。ですから常に行政施策に対して監視と批判をしなきゃならん訳です、まあ賛成

する場合があります。ですから町民が請願として出てきたっていうことは、町民が、請願者が、議会としてこの問題の判断をしてくださいという要求なんです。それに対してやっぱり自分たちで、まあ賛成反対当然あるでしょうけども、抜本をきちつと捉えて正確な判断をするというのが議会としての在り方だと思っんでね。その病院の問題は確かに難しい問題だというのは分かるけれども、そういうものの判断を議会が回避するということは、私は議会の自殺行為だと思いますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 鳴村議員おっしゃるとおり、議会は行政を監視して批判する組織です。この今回の案件も行政を監視して批判すればいいんです。行政の一機関の病院に介入していくからおかしくなってしまうんです。今回の退職に至った経緯についても、町長が桂巻院長と平岡医師の間にうまく入れなかったから起きた問題なんです。そんなところからも、町長をどんどん責めるのはいいんですけども、平岡医師や桂巻医師を巻き込むと、以前いただきました、今日持ってきてますけども、お互いの医師の批判合戦になってしまっすよ。だからっていうふうには遠藤議員は言ってると思いますよ。行政を監視、批判するんだから、町が行っていることがおかしいですよということを追求すればいいんであって、ここにお医者さん問題を入れるとおかしくなりますよ。ゆくゆくはこういう揉めてる雄武町国保病院には、北海道中に知れ渡り、ひいては日本じゅうに知れ渡り、誰も来てくれなくなりますよというのを心配してんじゃないですか。だから町長にこの問題を追及すればいいのに、なぜか悪者を、まあ悪者かも知れません。鳴村議員の議会だよりとか見ますとね。緊急質問の質問とかも聞きます。でも容疑者のうちには犯人ではないんですから、捕まったらちゃんと捕まったとしてやっていいですけど、容疑者のうちに犯人扱いほしくないほうがいいと思いますし、悪者を作って責めるのはやめませんかっていうことです。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 分かりました。この再任に向けての行動を要請するということですので、どうでしょうか。当事者同士を喧々諤々させるよりも、本来は、先ほどもありましたとおり、町長においでいただいて、一番詳しくわかってるはずですので、その辺を的確に聞きたいと思っんですけども、いかがでしょうか。はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 私は溝田委員長の意見に賛成です。町長に意見を聞くのはいいと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 請願書の意向に沿って平岡医師、桂巻医師、石井町長に意見を聞くのはいいんじゃないですか。我々は医師同士の軋轢に口を挟むつもりは毛頭ないですよ。だって、請願者の意向に沿った形で平岡医師に意思を確認する。桂巻先生に我々議員が聞きたいことがあるんであればお聞きする。町長にその二人に対する、その二人の、請願に対する町長の意見を聞く。だと筋道外れないと思っんですけど。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） そこで止まればいいんですけども。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） いや、止めなきゃいけないんじゃないですか。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） それは委員長が押さえるべきだ。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） だって、お三方一緒になつて闘つてもらふのは全然私本意じゃないですもん。そこじゃないです。請願を受けた以上はその請願に沿つた形で平岡先生と桂巻先生と石井町長に意見を伺うつてというのは、請願者のそれは気持ちでもあると思いますけど。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） まあ佐藤議員の言うのも分かりますけども、何度も言いますけども、この請願項目は再任に向けた行動を要請するんですよ、行動というのは動きなんです。アクションを起こしてくださること言ってるんですよ。アクションを起こしてくださいってことなので、当事者は関係ないんですって。町側がどういふことをするかから。そこに今までの経緯は、まあ必要だという人もいるかもしれませんが。でも要望は、請願項目はあくまでも再任に向けた行動を要請しているんですからね。ということとは全然関係ないじゃないですか。その辺はちよつと冷静に考えて欲しいんですけど、どうでしょう。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 請願書が議会を通じてますけれども、我々の上を素通りして、町に届くだけになりません。だって、平岡医師の再任用のための行動を求めるといふことであれば、確かに町に投げかければいいんですけども、それは議会が中抜け状態になつちゃうんじゃないですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 請願項目がそう書いてある以上、それをすればいいんですけど。それを超えてやる必要はないんですけど。だからそこを拡大解釈してね、先ほど佐藤議員が言ったように今病院は大変だよとか、それはまた別な問題であつて、病院改革の政策提案すればいい、別の話なんです。この請願に対する何をやるかについていふのはあくまでも請願項目、これ非常に大事なんです。誰が考えたのか分かりませんが、一個しかないのについて書いてますけど。これ非常に大事なものをこうやって書いてきたつてことは、それに対して答えるのが、これ一応、これをやつてくださうという書いてるんですから、そんな拡大解釈して広げる必要はないんですけど。どんどん広げてるから、何かおかしくなつてきてるんじゃないですかね。佐藤議員言うのも十分分かるんですよ、私は病院が大変なことなつてるといふのは。それは、この請願がきっかけとなつていいです。でも別な時にやつたほうがいいんじゃないですかというのが、私の意見ですから。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 私、何度も言いますけども、地域住民が議会に対して請願をあげるといふ行為は、議会の判断を求めるといふことです。最終的に委員会審査を経て、本会議で採択すべきかを不採択すべきかということ結論出す訳ですけども、平岡医師の再任を求めるといふことは当然、なぜ彼が国保病院を去らなければならなかつたのかつていうことまで行かないと、この請

願の趣旨の貫徹するのは難しい訳ですよ。だから議会として、請願の趣旨に対して、議会として採択するのかしないのかという判断を下さなきゃならないことなんです。それを突きつけられてることなんです。そうならないですかね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） おっしゃるとおり、分かりますよ。ただ、何回も言いますけども、再任に向けた行動を要請されてる訳ですから、それに対する採択不採択な訳ですよ。だから、ああ再任に向けた行動をしましょうねって言ったら採択な訳ですよ。いやそんな行動をしなくていいよったら不採択な訳ですよ。だから嶋村議員は紹介議員であって、思いはものすごく強いかも知れませんが。何回も言う、本当に何回も同じこと言ってると思うんですけど。佐藤議員がおっしゃったのも正しいと思うんです。これはきつかけとして、病院に対して言えばいいんですけど、これをきつかけにして今までの全てを破壊するようなことは危険ですねということを私は言ってますけど。その辺いつまでこうやって議論しても終わらないのかも知れませんが、だから結局、先ほどちょっと話、論点ずれたんですけど、この公聴会っていうのは、あくまでもこの請願に対する公聴会をやるとまたややこしくなるので、整理すると、請願に対する公聴会はやめて、病院問題という大きな雄武町としての問題ですよ、政争の具にもなるような問題なんです。改めて設けたほうがいいんじゃないかなと私は思いますけど。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 私も今の柳原さんの意見に賛成で、請願に対する公聴会はやめて、別の機会として病院に対するニーズを伺うということを設定するというふうにしたらいんじゃないかと思えます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 皆さんからご意見いただきました。平岡医師、桂巻院長をお呼びするのはどうするかっていうことなんですけれども、請願項目の二に、まあ一しかないんですけども、平岡裕樹医師再任に向けた行動を要請するというところで、私としてはまず、今回決まった十一月一日参考人、これは行い、その後ですね、直接町長にですね、行政の町長に対して参考人として要請したいと思えますけれども、いかがでしょうか。はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） すいませんけど、百歩譲ってですよ。先ほど平岡医師のウェブ会議が一時間ということでも言わしてもらったんですけども、平岡医師の意思確認だけはしていいと思えますよ。意思確認。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それは書面上でもできるんじゃないでしょうか。私ちょっと。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） うん、その辺はちょっと分かりませんが、書面でもウェブでもいいですけど、内容を聞くんじゃないで、平岡医師は雄武町、金田議員も疑問に思ってるようなので、意思確認だけはしていいと思えますよ。その他のことを聞くとまた、ややこしくなるんで。それやっぱ意志って一番大事じゃないですか。本人の意志は。それだけはやってもいいとは思いますがね、意思確認だけはですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 委員会からの意思確認ということ、これはちょっと局長不在ですので、確認してから決め

たいと思いますので、その辺。局長から文書での確認をできるかできないかということですね、本人から直接の確認ではなくて。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 総務文教委員長名で平岡医師に確認することはいいんじゃないですか。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 文書での言ってきたということでもよろしいのかどうかということ。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） インターネットない時代は文書ですよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 文書。文書がまず第一ですよ。今、便利になったからオンラインって形を取ってますけれども、文書が正式だと思いますけどね、そういう質問に対する回答は。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） じゃあ十一月十一日に町長の聴取を行うということで、委員長はそういったことで進めたいと思われているということですね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 今、その前の段階の今、話、ちょっと出たので、ちょっと待ってくださいね。今、佐藤議員からもありましたとおり、文章での質問と、それから応答いただくということ、それでよろしいでしょうか。その内容に関しては、もうひとつですね。雄武町に、先ほど金田委員からもありましたとおり、意思がある。帰ってこられる、戻ってこられる意思があるかどうかかっていうことを確認する、それだけでよろしいですか。はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） なぜそれを申し上げたかと言いますと、この請願項目が再任に向けた行動を要請しているので、再任に向けた行動ということは本人の意思が一番じゃないですか。来る気もない人に対して一生懸命やつても再任はできない訳ですから、本人のまず意思が絶対確認する必要があると思うんです。それ以外は何も必要ないんですよ。本人が来る意思があるかどうか、この確認は必要だと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） その日にちというのは十一日までということに区切って、そしてそれから町長を参考人として呼ぶでの質問ということでしょうか。はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） いいですか。平岡医師の、本人の意思を確認するって言われても、現在今、平岡先生は、平取のお医者さんとして働いておられますよね。先ほどの金田さんの質問一覧にもあったように、今、平岡氏は平取の先生として働かれている訳ですから、そういったところで勤務の意思があるとかって、もしお答えになったとして、だからそういうことを聞くこと自体が平取町に対しても、こう何言うのかな、ハレーションを起こすようなことになりかねないということもちょっと心配なんですけれども、どうですかね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） それは平岡先生と平取町の契約なので何ら問題ないと思います。契約期間に私たちが来て欲しい、来て欲しいって言ってる訳ではない、請願者がね。契約を平岡先生が一年、一年というのは想像ですけども、契約期間満了し

てその後、平取で勤務したいっていうんであればそれは平岡医師の意思ですから尊重すべきだし、契約満了して再度、雄武町に行きたいっていうのも平岡先生の意思である訳だから、それは何ら、雄武町バーサス平取町というような図式にはならないと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友字子君） ちよつと確認というか、繰り返すことになるかも知れないんですけど、佐藤さん先ほど言われたように、平岡医師は院長として帰ってくるっていうのは無理、難しいとか、佐藤さん、そんなような発言を先ほどされましたよね。そのことについてももう一度。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 平岡医師が雄武国保病院の院長として、院長っていうのは病院の責任者になります、経営者になりますので、それはご本人は受けるつもりはないというか、何て言うのかな、ステータスとしてあまりにも大き過ぎる、自分の医師としての経験を含めて。なので院長として来ることはないと思いますね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） いいですか。はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 今の佐藤議員の回答に対して質問なんですけど、そうなった場合にですよ、院長は誰がやるんですかね。院長なしで病院って成り立つんですかね。その辺もちよつと、今の発言を聞いて心配になりましたね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それは当事者、町長が判断することであつて、議会からどうのこうのという問題はないと思いますけれども、はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） それであればですよ。この平岡医師再任に向けた行動をしても、結局、院長不在になつて、常勤医師一名な訳ですよ。それで病院は院長なしで病院って存在できるんですかという疑問点も出てきちゃう訳ですね。その辺、まあ議会が介入することじゃないですけど、それぞれやっぱりだから、結局問題があるので、そうやってトータル的に考えるとやはり介入すべきじゃないかなあと思いますけどね、どうですかね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 院長不在でも病院経営は成り立ちます。むしろ好転する可能性は高いと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい。柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） 病院経営ということじゃなくてですよ。病院っていうのは院長がいて初めて成り立つ組織じゃないですか。院長欠でもいいんですか。それちよつと確認してもらつて、次回までに。院長欠で常勤医でいいのかつて話ですよ。はい。嶋村委員。

○総務文教常任委員（嶋村 義文君） 常勤医師が保健所にいわゆる病院管理者として届け出れば病院経営はできます。ただ管理者を置かないとまあ、先生いても常勤医師でない場合は、管理者を置けないんで、管理者になり得ないんで。保険診療ができないんですよ。ですから院長でなくても病院管理者であれば、病院経営はできます。まあ当然、事務長にそれなりの全体の組織

の統括だとか、そういったことでそれなりの責任は増すかと思えますけども、常勤医一人いてその人が病院管理者になれば、病院は運営できます。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） とういことです。よろしいでしょうか。それではですね、いろいろとご意見いただきました、ありがとうございます。それではですね、先ほど言いましたとおり、それでは十一日にですね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） 町長のほうに。はい、佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 請願者の一番、平岡裕樹医師復帰に向けて、何でしたっけ、行動を要請するのみに焦点を当てて、平岡医師と桂巻医師の意見は聞きせずには町長だけということでは判断でよろしいんですか。そんな狭いもので判断していいんですか。こう書かれてるから、これしか議会はやらないよっていうやり方でもいいんでしょうか。その判断はもう委員長に任せますけれども。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、柳原委員。

○総務文教常任委員（柳原 浩之君） その判断を委員長に任されても大変だと思うんで、助け船を出したいと思えます。こういう公的文書は、あくまでも書いてあることが全部重要なので、それを超えてやってはいけません。だから気を利かしてですね、これもやったほうがいい、あれもやったほうがいいとかってやっていると、きりがなくなっちゃうんですよ。だから求めたことに対して答えるのが議会であって、だから、これにはこうしか書いてないんだから、これをやればいいっていうことだと思えますよ。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） はい、遠藤委員。

○総務文教常任委員（遠藤友宇子君） 私も、再任に向けた行動を要請するというふうに書いてるんですから、その部分に焦点を当てて進められたらいいと思います。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ご意見いただきました。それではですね、私のほうから請願項目に対しての行動要請ということですので、進めて参りたいと思います。それで先ほど言ったとおり、まあ一日はいいんですけども、十一日にですね、町長に対しての意見聴取をしたいと思えますので、それまでです。町長に対しての意見をこの度と同じように、いつでしょうね。町長の要請ですから一日に集まりますよね。二十八日に集まります。二十八日までに町長への意見を出していただいて、同じように精査したいと思えますのでよろしく願います。はい。佐藤委員。

○総務文教常任副委員長（佐藤 寧君） 請願に沿った、本当に、のみの町長に対する質問でいいですか。医師と医師の軋轢に関するものではなくではなく。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） ではなくて、あくまでも再任に向けた行動を要請するとありますので、町長に対しての、分かりますでしょうか。よろしいですか。はい。金田委員。

○総務文教常任委員（金田 壽夫君） その十一日に町長のその話を聞くっていうことの前ですね、平岡医師の意思を文章でもらう

ということなんですけども、それはいつごろまでに文書をもらう予定ですかね。

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） それは先ほど言ったとおり、期限を切るんですけれども、十一日前ですね、にはいただかなくてはおつと。十一日の日の町長に対しての質問がでなくなる状態ありますので。はい、よろしいですか。はい。分かりました。十一日は町長だけになりますので、どうでしょう、十時からでもよろしいでしょうか。時間。皆さん、よろしいですか。

【「異議なし」という人あり。」】

○総務文教常任委員長（溝田 昌志君） では町長宛てに十一月十一日に議長名で意見聴取をしたいという旨を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。あとは平岡医師からの返信の部分に関しては、今、決めてもいいですか。できれば十日までに、平岡医師に対しての質問状ありましたよね。意思があるか、戻ってくる。雄武町に戻ってくる意思があるかどうかということを質問して、その回答を十日までにいただきたいということでもよろしくお願ひいたします。それとですね、この前ですね、柳原委員からの常勤医師に関わる進捗状況についてお話ありましたけれども、このたび雄武町長からですね、そのことについての文章が届いております。「令和四年九月議会定例会において説明報告させていただいた、雄武町に興味のある東京在住の医師について、九月二十三、及び二十四日に二日間にわたり本町を視察訪問されたところでありますが、残念ながら採用には至りませんでしたのでその旨ご報告いたします。」ということ、総務文教委員会の委員長あてに報告書が届いておりますので、お知らせしておきます。それでは今日の委員会、終了させていただきます。どうもありがとうございます。

閉会 午後〇時 八分